

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	6	開封日	令和8年6月15日
ご 意 見			
消防団員の年額報酬について 消防団員の報酬については、数年前に分団への支払いから、直接団員へ支給されることになりました。そのため、毎年1月に源泉徴収票を受領しています。消防庁のホームページによりますと、年額報酬5万円までの部分は所得税法により非課税となっています。非課税の給与収入に源泉徴収票を交付することは誤りだと思います。 住民税も同様の取り扱いなので見直してほしいです。 数年前から消防団員の報酬が課税誤りとなっていたと全国の自治体が公表しています。			
回 答			
この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございます。 源泉徴収票を発行しております総務課からお答えさせていただきます。 御指摘いただきました消防団員の報酬に係る取扱いにつきまして、所得税については支給時に源泉徴収を適正に行っていましたが、源泉徴収票の発行について、法令上非課税となる額を控除せずに課税対象額として誤って記載し、源泉徴収票を発行していたことが判明いたしました。 源泉徴収票の修正が必要な消防団員の方へは修正後の源泉徴収票及び手続案内の通知を送付し、本来源泉徴収票の発行が不要であった消防団員の方へはその旨の通知を送付させていただきます。 また、源泉徴収票の誤記載により、この金額をもとに算定される市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（以下「税金等」という。）などを本来より多く徴収している可能性がある消防団員がいることが確認されましたので、地方税の還付が可能な過去5年分（保険料等については過去2年分）を対象に再計算を行い、還付がある消防団員の方には還付通知（収入更正・請求書を含む。）を送付し、多く納めていただいた分を還付させていただきます。 市の誤った事務処理により、日頃より地域防災に御尽力いただいている消防団員の皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。 今後はこのような事態を二度と発生させないよう、事務処理の適正化と確認体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいります。			